

# 官報 号外

昭和二十六年十一月二十一日

## ○第十二回 参議院會議錄第二十一号

昭和二十六年十一月二十一日(水曜日)  
午前十時十五分開議

議事日程 第二十号

昭和二十六年十一月二十一日  
午前十時開議

第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案(第十回国会内閣提出、同家議院送付)

(委員長報告)

第二 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該覚書の指定の解除に関する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第六 漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第八 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第九 失業対策事業費国庫補助増額等に関する請願(委員長報告)

第一〇 失業対策事業費材費国庫補助増額に関する請願(二件)(委員長報告)

第一一 香川県美合村の失業対策事業に関する請願(委員長報告)

第一二 特需関係労働者の労働條件改善に関する請願(委員長報告)

第一三 揖保川改修工事促進に関する請願(委員長報告)

第一四 災害復旧費国庫補助に関する請願(委員長報告)

第一五 鶴川、平取間道路改修促進に関する請願(委員長報告)

第一六 北海道釧路八雲地方費道改修促進に関する請願(委員長報告)

第一七 高知県別府村別枝地すべり地帯防災工事促進に関する請願(委員長報告)

第一八 高知県森村笹ノモト砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第一九 高知県長者村地すべり地帯砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第二〇 高知県大崎村宗津、大敷両地区砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第二一 高知県茂村御針谷防災工事施行に関する請願(委員長報告)

第二二 江川上流砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第二三 桐見川ゴロメ砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第二四 江差管内線準地方費道開さくに関する請願(委員長報告)

第二五 国立公園大雪山観光自動車道路開設に関する請願(委員長報告)

第二六 特別都市計画事業費国庫補助増額に関する請願(委員長報告)

第二七 土地区画整理委員会委員の任期等に関する請願(委員長報告)

第二八 指定府県道三原線改修工事促進に関する請願(委員長報告)

第二九 朱太川切替工事施行に関する請願(委員長報告)

第三〇 北海道大谷地せき止工事等施行に関する請願(委員長報告)

第三一 北海道倶知安、赤井川村間道路開さく等に関する請願(委員長報告)

第三二 北海道大沢村白神、吉岡村間海岸道路全通に関する請願(委員長報告)

第三三 北海道福島町福島、岩部間道路開さく工事統施行に関する請願(委員長報告)

第三四 国道四号線中一部改修工事施行に関する請願(委員長報告)

第三五 北海道準地方費道入舸岩内線開さく工事施行に関する請願(委員長報告)

第三六 北海道美河、奥高見間道路開さく等に関する請願(委員長報告)

第三七 地方費道江差瀬棚線中一部改修工事施行に関する請願(委員長報告)

第三八 幌別川改修工事施行に関する請願(委員長報告)

第三九 岩手県の災害復旧工事費国庫補助増額に関する請願(委員長報告)

第四〇 加茂川改修工事施行に関する請願(委員長報告)

第四一 根知川上流砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第四二 国道十六号線補装工事促進に関する請願(委員長報告)

第四三 福島、山形両県連絡道路中一部改修工事促進に関する請願(委員長報告)

第四四 中小河川江花川改修工事施行に関する請願(委員長報告)

第四五 利根川中流部河床しゅんせつ工事施行に関する請願(委員長報告)

第四六 災害復旧事業費国庫補助増額に関する請願(委員長報告)

第四七 北海道準地方費道江差岩内線中一部開さく工事促進に関する請願(委員長報告)

第四八 夕張市清水沢、鹿島間道路開さく工事統施行等に関する請願(委員長報告)

第四九 北上川右岸姉妹築堤工事施行に関する請願(委員長報告)

第五〇 火災により災者に住宅復興資金融通の請願(委員長報告)

第五一 火災により災町村に公営国庫補助民住宅建築資金追加割当の請願(委員長報告)

第五二 埼玉県入会地内上江橋梁設工事統施行に関する請願(委員長報告)

第五三 横須賀市道浜振工場地区再接収中止に関する請願(三件)(委員長報告)

第五四 岡山県下のけい流砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第五五 福岡県小倉市の都市計画用地買収費国庫補助等に関する請願(委員長報告)

第五六 国道三号線中別府、中津両市間改修工事施行に関する請願(委員長報告)

第五七 茨城県増田橋改築工事施行に関する請願(委員長報告)

第五八 県道富山岐阜線中座谷峠トンネル開さく工事施行等に関する請願(委員長報告)

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

昭和二十六年十一月二十一日 参議院會議錄第二十一号

昭和二十六年十一月二十一日 参議院會議録第二十一号 議長の報告 會議 新議員の紹介 常任委員の指名 議員の請暇 租税特別措置法の一部を改正する法律案

外三件

二七二

第五九 ルース台風による災害復旧費国庫補助等に関する請願 (委員長報告)

第六〇 余野川の災害土木助成工事施行に関する請願 (委員長報告)

第六一 江部乙、雨竜阿村間準地方費道の石狩川に架橋の請願 (委員長報告)

第六二 災害復旧事業費全額国庫負担に関する請願 (委員長報告)

第六三 豊平川架橋に関する請願 (委員長報告)

第六四 福岡市席田地内農地借上料増額に関する請願 (委員長報告)

第六五 北海道清水町、日高村間道路開通に関する請願 (委員長報告)

第六六 兵庫県由良町海岸地盤沈下工事施行に関する請願 (委員長報告)

第六七 府県道高知中村線中荒倉トンネル開き、工事促進に関する請願 (委員長報告)

第六八 ルース台風災害救済に関する請願 (委員長報告)

第六九 ルース台風による災害復旧応急費国庫補助の請願 (委員長報告)

第七〇 ルース台風による災害者の收容住宅増築の請願 (委員長報告)

第七一 公共施設災害復旧費全額国庫負担に関する請願 (委員長報告)

第七二 土木災害復旧工事統制施行期間短縮に関する請願 (委員長報告)

第七三 ルース台風による災害復旧の請願 (委員長報告)

第七四 福岡県十津川線新設工事促進に関する請願 (委員長報告)

第七五 巨瀬川川尻開き、工事施行に関する請願 (委員長報告)

第七六 筑後川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)

第七七 府県道宇美青柳線改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第七八 不動産取引法制定に関する請願 (委員長報告)

第七九 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法中一部改正に関する請願 (委員長報告)

第八〇 北海道道南地方の国道等整備に関する陳情 (委員長報告)

第八一 国道十八号線改良工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第八二 越辺川外二河川改修工事促進に関する陳情 (委員長報告)

第八三 災害復旧事業費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)

第八四 建築関係法令の整理統合に関する陳情 (委員長報告)

第八五 北上川柳津橋架替に関する陳情 (委員長報告)

○副議長(三木治朗君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。  
去る十七日委員長から左の報告書を提出した。  
労働委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号  
去る十八日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを決議した旨衆議院に通知した。

平和条約の締結について承認を求めるの件  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
連合国防産補償法案  
同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。  
平和条約の締結について承認を求めるの件  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件  
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
連合国防産補償法  
一昨十九日委員長から左の報告書を提出した。  
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件議決報告書  
在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号  
在外同胞引揚問題に関する特別委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号  
在外同胞引揚問題に関する特別委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号  
厚生委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号  
厚生委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号  
去る十八日内閣総理大臣に、総理府恩給局長三橋則雄君を政府委員に任命することを承認した旨回答した。  
一昨十九日内閣総理大臣から、総理府恩給局長三橋則雄君を第十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

府委員に任命した旨の通知書を受領した。  
昨二十日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。  
文化財保護法の一部を改正する法律案(堀越儀郎君外十九名発議)  
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。  
博物館法案(若林義孝君外九名提出)  
文部委員会に付託  
漁港法の一部を改正する法律案(富永格五郎君外十九名提出)  
水産資源保護法案(石原圓吉君外十四名提出)  
水産委員会に付託  
同日委員長から左の報告書を提出した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(第十回国会内閣提出)可決報告書  
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書  
農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案可決報告書  
学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案可決報告書  
農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案可決報告書  
漁業法の一部を改正する法律案可決報告書  
同日全国選挙管理委員会委員長より左の通り補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。  
富山県選出(十一月十九日当選)館哲二君(故尾山三郎君の補欠)

一昨十九日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。  
厚生大臣官房 曾田 長宗君  
統計調査部長 今井研二郎君  
経済安定本部 長 今井研二郎君  
設交通局長 官房統計調査部長曾田長宗君外一名(前掲議長承認の通り)を第十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○副議長(三木治朗君) これより本日の會議を開きます。  
この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。議席第二百五十四番、地方選出議員、富山県選出、館哲二君。  
〔館哲二君起立、拍手〕

○副議長(三木治朗君) 議長は本院規則第三十條により館哲二君を内閣委員に指名いたします。

○副議長(三木治朗君) この際、お諮りいたします。奥むめお君から海外旅行のため会期中請暇の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。  
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(第十回国会内閣提出、同衆議院送付)、日程第二、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、日

議院送付、日程第三、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、日

議院送付、日程第四、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、日

議院送付、日程第五、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、日

議院送付、日程第六、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、日

議院送付、日程第七、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、日

第三、農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案、日糧第四、学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十六年五月二十七日

衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武蔵

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「設ける。」を「設け、並びに資産再評価法の特例を設ける。」に改める。

第十一條の次に次の四條を加える。

第十二條 資産再評価法第三條に規

昭和二十六年十一月二十一日 参議院會議録第二十一号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外三件

定する基準日(以下基準日といふ。)において個人の有する漁業権、入漁権又は漁業権を目的とする貸借権若しくは使用貸借による借主の権利が漁業法施行法第一條の規定により消滅した場合においては、これらの権利を資産再評価法第八條第二項に規定する資産とみなし、これらの権利の消滅を当該資産の譲渡とみなして同法の規定を適用する。

前項に規定する資産について資産再評価法第八條第二項の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額は、同法の規定にかかわらず、前項に規定する個人が漁業法施行法第九條の規定により交付を受けるべき補償金の額とする。

第十三條 基準日において法人の有する漁業権、入漁権又は漁業権を目的とする賃借権若しくは使用貸借による借主の権利については、当該法人は、これらの資産について、基準日に帳簿価額があると否にかかわらず、又、資産再評価法第六條第一項の規定による再評価を行つたときにかかわらず、同法第十三條の二第一項の規定による再評価を行つことが出来るものとする。

前項に規定する資産について法人が資産再評価法第十三條の二第一項の規定により行つた再評価の再評価額の限度額は、同法の規定にかかわらず、当該法人が漁業法施行法第九條の規定により交付を受けるべき補償金の額とする。

第一項に規定する資産のうち基

準日に帳簿価額がないもの(資産再評価法第七條各号に掲げる資産を除く。)について法人が同法第十三條の二第一項の規定により行つた再評価の再評価額は、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

第一項に規定する資産について資産再評価法第十三條の二第一項の規定により再評価を行つた法人が、漁業法施行法第十六條に規定する漁業権証券をもつて同法第九條の規定による補償金の交付を受けた場合においては、当該漁業権証券に附すべき帳簿価額は、当該資産の再評価額に当該漁業権証券の額面金額のその交付を受けた漁業権証券の額面金額の合計額に対する割合を乗じて算出した金額による。

前項の場合において、法人が当該資産について再評価日以後減価償却を行つたとき、又は当該補償金として漁業権証券と金銭との交付を受けたときにおいては、同項の帳簿価額の基礎となるべき金額は、同項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額からそれぞれ当該資産の減価償却額に相当する額又は当該金銭の額を控除した額による。

第十四條 基準日において個人の有する土地、土地の上に存する権利、立木、家屋又は土地の上に存するその他の物件(以下土地等といふ。)が河川法、土地収用法、都市計画法、道路法、不良住宅地区改良法、水防法、土地改良法又は

命令で指定するその他の法令(以下土地収用法等といふ。)の規定に基づき収用された場合においては、当該土地等につき資産再評価法第八條第二項又は第九條第一項の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額は、同法の規定にかかわらず、当該土地等の収用に因り交付を受けるべき補償金の額(当該収用を受けた資産が所得税法第十條の六に規定する資産である場合には、資産再評価法第四十二條第四項本文に規定する減価の価額を加算した金額)とする。

前項の補償金の額は、名義のいかんにかかわらず、土地等の収用の対価たる金額をいうものとし、収用に際して交付を受ける移転料その他当該土地等の収用の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

第十五條 基準日において法人の有する土地等が土地収用法等の規定に基づき収用された場合においては、当該法人は、当該土地等について、基準日に帳簿価額があると否にかかわらず、又、資産再評価法の規定により再評価を行つたときにかかわらず、当該収用の日の属する事業年度開始の日現在において再評価を行つことが出来る。

前項の規定による再評価については、これを資産再評価法第十三條の二第一項の規定による再評価とみなして同法の規定を適用する。但し、左の各号に掲げる事項

については、当該各号に定めるところによる。

一 前項の規定による再評価の再評価額の限度額は、資産再評価法の規定にかかわらず、当該法人が当該土地等の収用に因り交付を受けるべき補償金の額とする。

二 当該土地等について資産再評価法第四十條第二項各号の一に該当する事由があり、且つ、当該土地等について同法の規定により再評価を行つた場合において同項の規定により帳簿価額に加算された金額がある場合における前項の規定による再評価の再評価差額については、当該各号に掲げる金額からその加算された金額を控除した金額を当該再評価の再評価日の直前における当該土地等の帳簿価額に加算した金額をもつて当該土地等の同條第一項に規定する帳簿価額とみなして、同項の規定を適用する。

三 当該土地等のうち基準日に帳簿価額がないもの(資産再評価法第七條各号に掲げる資産を除く。)について前項の規定により行つた再評価の再評価差額については、第十三條第三項の規定を準用する。

四 前項の規定による再評価を行つた法人が資産再評価法第四十五條の二第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該再評価の再評価日を含む事業年度の終了の日から二月以内とする。

昭和二十六年十一月二十一日 参議院會議録第二十一号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外三件

前條第二項の規定は、前項第一号の補償金の額について、これを準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第十四條及び第十五條の規定は、昭和二十六年一月一日以後土地等の収用があつた場合について適用する。

3 法人が昭和二十六年一月一日からこの法律施行前に終了した事業年度の終了の日までの間において土地収用法等の規定に基き収用を受けた土地等について改正後の租税特別措置法第十五條第一項の規定により再評価を行つた場合においては、当該法人が資産再評価法第四十五條の二第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、改正後の租税特別措置法第十五條第二項第四号の規定にかかわらず、この法律施行の日から二月以内とする。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月十五日  
参議院議長 林 謙治  
参議院議長佐藤尚武殿

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案  
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律  
外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六條に次の一項を加える。

2 日本銀行は、外国為替管理委員会の指示するところに従い、前項の規定により外国為替管理委員会から取扱を委任された事務の一部を外国為替銀行に取り扱わせることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條による送付する。

昭和二十六年十一月十五日  
参議院議長 林 謙治  
参議院議長佐藤尚武殿

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案  
農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律

入金に關する法律

政府は、昭和二十五年年度における乳牛の結核病、牛の流行性感冒及び馬の伝染性貧血の異常発生に伴う農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)に基き家畜再保険金の支拂の財源に充てるため、昭和二十六年年度において、一般会計から、二億一千三百四十万三千円を限り、農業共済再保険特別会計家畜勘定に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に關する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月十七日  
参議院議長 林 謙治  
参議院議長佐藤尚武殿

学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に關する法律  
第一條 政府は、学校及び保育所の給食の用に供するため、食糧管理特別会計の負担において買入れた乾燥脱脂ミルク(以下「ミルク」という。)及び小麦を都道府県に譲與することができる。

〔ミルク等の譲與及び買入〕

2 前項の規定により譲與するミルク及び小麦の買入価額は、二十四億九千六百七十六万五千円をこえることができない。

3 政府は、必要があるときは、第一項に規定する小麦に代えて、食糧管理特別会計の負担において小麦に加工した小麦粉を同項の規定による譲與に充てることのできる。

4 政府は、第一項の規定による譲與に充てるため、食糧管理特別会計の負担においてミルクを買い入れることができるものとし、当該ミルクの買入に要する経費を、食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)第六條第一項の規定にかかわらず、同会計の歳出をもつて支出することができる。

(財源の繰入)

第二條 政府は、前條第一項の規定による譲與に充てるミルク及び小麦の買入財源に充てるため、昭和二十六年年度において、一般会計から、同條第二項に規定する金額をこえない範囲内で必要な金額を食糧管理特別会計に繰り入れるものとする。

(ミルク等の引渡)

第三條 政府は、第一條第一項又は第三項の規定によりミルク、小麦及び小麦粉を譲與する場合においては、学校給食用ミルク及び小麦は都道府県教育委員会に、保育所給食用ミルクは都道府県知事に、それぞれ到着港本船船側渡しにより、小麦粉は都道府県教育委員会に、農林大臣の指定する地(以下「指定地」という。)において引き渡す

ものとする。但し、小麦については必要があるとき、指定地を引渡場所とすることができ

2 政府は、前項の規定により小麦及び小麦粉を指定地において引き渡す場合においては、左に掲げる経費に相当する金額を、都道府県をして政府に納付せなければなら

一 小麦については、到着港本船船側渡しにより受領して指定地において引き渡す時までに要するその輸送、保管、加工等に要する経費  
二 小麦粉については、前号に規定する期間中におけるその輸送、保管、加工等に要する経費(その原料である小麦の輸送、保管等に要する経費を含む。)

3 前項の規定により都道府県が納付する納付金は、食糧管理特別会計の歳入とする。

(ミルク等の児童に対する譲與及び経費の負担)

第四條 都道府県は、第一條第一項の規定により譲與を受けたミルクにあつては学校又は保育所の給食の用に供するため、同項又は同條第三項の規定により譲與を受けた小麦及び小麦粉にあつては学校の給食の用に供するため、これらのものを小学校の児童及び保育所の保育を受ける児童に譲與しなければなら

但し、都道府県教育委員会又は都道府県知事は、前條第一項の規定により到着港本船船側渡しにより引渡を受けたミルク及び小麦については、その引渡を受

けた時以後におけるミルク及び小麦の輸送、保管、加工等に要した経費を、同項の規定により指定地において引渡を受けた小麦及び小麦粉については、その小麦及び小麦粉につき同條第二項の規定により政府に納付した金額並びにその引渡を受けた時以後におけるその小麦及び小麦粉の輸送、保管、加工等に要した経費をそれぞれこれらのものの給食を受ける児童の負担とすることができ、(ミルクの買入財源に要する経費の繰越)

第五條 政府は、学校及び保育所の給食のために食糧管理特別会計に對する繰入金として計上された一般会計の歳出予算の経費の金額のうち、第一條第四項の規定により締結したミルクの買入契約が昭和二十六年度内に履行されなかつたため、同年度において食糧管理特別会計に繰り入れられなかつたものがあつたときは、当該金額を、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十二條の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができ、

2 財政法第四十三條の規定は、前項の繰越について準用する。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程されました租税特別措置法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和二十六年十一月二十一日 参議院會議録第二十一号

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覺書該當者の指定の解除に関する法律案

本案は第十回会より継続審議となつておる法案でありまして、その内容の一点は、先に実施せられた漁業法によつて旧漁業権が全部消滅し、新漁業権が民主的な方法で再配分されるに伴ひまして、旧漁業権等の所有者に對し補償金が交付されるのであります。が、現行税法では資産再評価税、所得税、法人税等相当多額の税負担となりますので、これを軽減するため六分の資産再評価税のみを課するようにして、漁業改革の実現を容易ならしめようとするものであります。

第二点は、土地收用法等によつて土地その他の物件が收用された場合に交付される補償金についても同様な課税上の問題が生じますので、右と同様な課税軽減の特別措置をしようとするものであります。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じますが、審議中の質疑の主なものを一、二申上げますと、一委員から、漁業権証券の本年度の償還予定額は五十五億とのことであるが、これを更に十億を増額して六十五億償還することはできないかとの質疑に對し、池田大蔵大臣から、御希望に副い得られるものと思ふとの答弁があり、又一委員から、来年度農林漁業資金融通特別会計において、漁業関係に特に別枠として十億円の融資を考慮していただくかの質疑に對し、根本農林大臣から、責任を以てできる限りの努力をしたいとの答弁があり、また、質疑を終局し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案の趣旨は、現行の外国為替資金特別会計法におきましては、外国為替管理委員会の業務の委任は、日本銀行に對してなされる規定があるにとどまっておりますので、この際日本銀行がその委任された事務の一部を外国為替銀行に再委任し得る旨の規定を設け、外国為替銀行の外国為替管理委員会に對する地位を明確にし、外国為替資金特別会計の事務の円滑を図ろうとするものであります。

本案審議の経過につきましては、速記録によることを御承知願ひたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案という長い表題の法律案について御報告申し上げます。

農業災害補償法に基く家畜共済の對象となつております牛及び馬の平均危険率を見ますと、昭和二十五年年度において、乳牛の結核病は三二・六倍、牛の流行性感冒は九二・六倍、馬の伝染性貧血は八・四倍と、従前予想し得なかつたほどの異常事故が発生したため、これに要する再保険金の支拂額は、通常予想される事故のための再保険金の支拂額一千四百七十七万余円を上廻り、二億二千七百五十八万余円に達し、その支拂財源に著しい不足が生ずることとなるのであります。而してこの支拂財源の不足に對しては、農業災害補償制度の趣旨に鑑み、一般会計から繰入金をして以て補填することが適當と思はれますので、農業共済再保険特別会計の家畜勘定に生じた再保険金の支拂財源に充てるため、昭和二十六年年度において一般会計から二億一千三百四十万三千円の繰入をいたそうとするものであります。

さて委員会の審議に當りましては、熱心なる質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録に譲ることとしたと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、学校及び保育所における給食用ミルク及び小麦等につきましては、米國政府の寄贈、又は米國對日援助見返資金の支出によつて賄われておりますが、今後は政府の負担において本年度内の給食を継続する方針をとり、所要の経費を補正予算に計上してゐるのであります。これに伴ひ必要な法的措置を講じようとするものであります。ミルクにつきましては、買入契約したものが本年度内に輸入できないために、買入財源として一般会計から食糧管理特別会計への繰入を年度内に終らない場合は、支拂に支障を来たさないよう、繰入できなかった金額を来年度に繰越して使用できることとする等、所要の規定を設けようとするものであります。

本案審議の詳細は速記録に譲ることを御承知願ひます。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

先ず租税特別措置法の一部を改正する法律案、農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案、以上三案全部の問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三本治朗君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三本治朗君) 次に、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三本治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三本治朗君) 日程第五、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覺書該當者の指定の解除に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

全の文象をたのむ。三

そこでこの審査をいたしますためには公職資格審査会というものを作りまして、これを内閣総理大臣の諮問機関としたのであります。そうしてその決定権は内閣総理大臣に属するということになっておるのであります。

が、内閣委員会において慎重審議を遂げました結果明らかになった事柄を申し上げます。それは申請は、不正な取扱を受けておる者何人といえども申請することができ、それは追放を受けておる本人ばかりでなしに、死亡者であつた場合にはその遺族又関係者といふ者が解除の申請をすることができるのであります。そしてそれは書面を以てし、証拠書類を付けて訴願をするのであります。総理大臣は、この書面を受けましたときには速かに公職資格審査会にこれを付議しなければならぬといふのであります。そしてこの資格審査会には七名の委員を以て成るのであります。これは政党内閣関係なく、最も公正な審査をするにたがふべき立派な人を網羅して組織しようといふのであります。で、それは勿論総理大臣の任命によるものであるものであります。そして審査の結果解除を受けるというときにはどうなるかと申しますと、解除を受けた人は、その解除を受けた日から当然各種の資格を取戻すのであります。従つて又、恩給、年金その他の利益もその日から回復したものであります。但しここに問題になつておるものは、軍人或いは準軍人の人々であります。これらの人々は解除になりました。昭和二十年勅令第五百四十二号の恩給法の特別に関する件といふのがありまして、これによりまして、どうしても今

のところではこれを受けることができないといふことになるのであります。その他の人々は解除と同時にこの特殊の利益を受けるということに相成る次第であります。

そこでこの訴願審査会において、審査をする基準といふものはどうであるだろうかといふ問題につきましては、別にこれは基準を制定することはできない。できないが、大体は追放の解除の見込のないものと申してよろうと思ひますが、戦争犯罪による受刑者、極端な国家主義者、或いは暴力主義者、或いは反民主主義者といふようなものは、どうも解除せられることは困難だらうといふことであります。それから最後に、教職追放の人々はどうなるかと言へば、この法律によつては訴願等の利益は認められないのであるが、いづれはさうな取扱をするように、立法を要するだらうといふことであります。

大体それらの点が明らかにになりました。討論に入りましてたところが、この訴願審査会を設けて、まだたくさんの人々に対する不正と考へていて、この追放をば解除するという途を開くことは最も大切なことであつて、この訴願審査会の任務は極めて重要なものである。その任命につきましては、国会の承認を経るということが適切と考へなければならぬ。又各種の事情も勘案しなければならぬのであるから、その選任につきましては、政党的な支配を受けるとか、影響を受けるかといふことのない最も適正な委員を選任してもらいたい。適正な結果を得るようを遂げまして、適正な結果を得るようといふことを希望せられたのであります。

ます。これは各委員からさうな発言がありまして、只今申上げました通り、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第六、漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長(長)の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

漁業法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月六日衆議院議長 林 譲治参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

漁業法の一部を改正する法律案漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六條の次に次の一條を加える。

(許可を受けない中型まき網漁業等の禁止)

第六十六條の二 中型まき網漁業、

小型機船底ひき網漁業又は瀬戸内海機船底ひき網漁業は、船舶ごとに都道府県知事の許可を受けなければならない。営んではならない。

2 「中型まき網漁業」とは、総トン数五トン以上六十トン未満の船舶によりまき網を使用して行ふ漁業(第六十五條第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業を除く)をいい、「小型機船底ひき網漁業」とは、総トン数十五トン未満のスクリューを備える船舶により底ひき網を使用して行ふ漁業をいい、「瀬戸内海機船底ひき網漁業」とは、瀬戸内海(第百九條第二項に規定する海面をいう)において総トン数五トン以上のスクリューを備える船舶により船ひき網を使用して行ふ漁業をいう。

3 主務大臣は、漁業調整のため必要と認めるときは、都道府県別に第一項の許可をすることができ、若しくは合計馬力数の最高限度を定め、又は海域を指定し、その海域につき同項の許可をすることができ、船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができる。

4 主務大臣は、前項の規定により最高限度を定めようとするときは、

○関係都道府県知事及び、○中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の規定により定められた最高限度をこえる船舶については、第一項の許可をしてはならない。

134 機船底ひき網漁業取締規則(昭和九年農林省令第二十号)第二十六條ノ二の規定に基いて都道府県知事が総トン数十五トン未満のスク

り、第六号として次のように加える。

六 第六十六條の二第一項の規定に違反した者

昭和二十六年十一月二十一日 参議院會議録第二十一号 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

二七八

リユーを備える船舶についてした  
機船底びき網漁業の許可であつて  
漁業法第六十六條の二の規定のう  
ち小型機船底びき網漁業に係る部  
分の施行の際に効力を有するもの  
は、その施行後一年間（その期  
間経過前に当該許可の有効期間が  
満了するものにあつては、その満  
了の日まで）は、同條の規定に基  
いてしたものとなす。

14<sup>5</sup> 漁業法第六十六條の二の規定の  
うち小型機船底びき網漁業に係る  
部分の施行の際に機船底びき網漁  
業取締規則第一條ノ二の規定によ  
る農林大臣の許可を受けている総  
トン数十五トン未満の船舶により  
営む機船底びき網漁業について  
は、同法第六十六條の二の規定の  
うち小型機船底びき網漁業に係る  
部分の施行後一年間は、同條第一  
項の規定は、適用しない。

15<sup>6</sup> 漁業法第六十五條第一項の規定  
による府県規則に基いて府県知事  
が瀬戸内海の一部を操業区域とし  
る総トン数五トン以上のスクリ  
ューを備える船舶についてした船  
びき網漁業の許可であつて同法第  
六十六條の二の規定のうち瀬戸内  
海機船底びき網漁業に係る部分の  
施行の際に効力を有するものは、  
その施行後一年間（その期間  
経過前に当該許可の有効期間が満  
了するものにあつては、その満了  
の日まで）は、同條の規定に基  
いてしたものとなす。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今議題になりました  
漁業法の一部を改正する法律案につ

まして、水産委員会における審議の経  
過並びにその結果を御報告いたしま  
す。

新漁業法によりする漁業制度改革  
の一環といたしまして、許可漁業につ  
いても、漁業の民主化を図らうとい  
う見地から、現在の許可制度に再検討を  
加えまして、漁業制度改革を円滑に実  
施する必要があるということ、又先  
に総司令部から日本政府に報告があり  
ました、いわゆる「日本沿岸漁民が直  
面している経済的危機とその解決策と  
しての五ポイント計画」なるものに掲  
げられておりますところの漁獲漁業を  
禁止して、水産資源の枯渇を防止する  
必要があるという、この二つの見地か  
らこの法律案が立案されたのでありま  
す。

この法律では、漁業許可の権限は大  
部分都道府県知事に委任するのであり  
ますが、その許可し得る限度を農林  
省において把握して、漁業の調整を図  
らうとするのであります。而してこれ  
に要する経費は、五カ年間に約三十億  
円余を必要とするのであります。が、  
今回は補正予算で小型機船底びき網漁  
業の減船整理費として二億四千万円、瀬  
戸内海機船底びき網漁業の減船整理費とし  
て二千万円が計上されておりますので、  
その整理の実施に必要な事項を本  
法において制定しようとするものであ  
ります。

今その内容について申し上げます。第  
一は、中型まき網漁業であります。こ  
れは現在も都道府県知事の許可であり  
まして、その数は現在三千九百艘あり  
まして、更に増える傾向がありますので、  
これを六十トン以上の大型漁船は  
大臣の許可といたしまして、又中型で

も特殊海域のものは大臣の許可といた  
し、その他はすべて都道府県知事の許  
可に委ねますが、農林大臣が都道府  
県ごとに定めた枠の範囲内で許可をな  
すこととした次第であります。

第二は、小型底曳網漁業でありま  
す。これは現在その数三万五千隻あり  
まして、沿岸において酷漁漁獲の甚だ  
しいものであります。而してこの船に  
は十五トン以上のものと、十五トン未  
満のものがあります。ここに言う小  
型底曳網漁業は、一応十五トン未満の  
ものと定めて、十五トン以上のものは  
第一に減船整理の対象といたしまし  
て、漸次十五トン未満のものに及びま  
して、昭和三十一年度までの五カ年  
間に一万五千隻を整理して、この漁業  
の健全なる発達を図らうとするので  
あります。而してこれらの減船整理の  
手続整備等は別の法律で定めること  
といたしまして、目下審議中でありま  
す。

第三は、瀬戸内海機船底びき網漁業の  
減船整理をするための規定でありま  
す。この漁業は主として「いわし」及  
びその他の稚魚を獲捕するもので、自  
然稚魚の濫獲を来たします。農林  
大臣の定めた枠の範囲で知事が許可  
し、その他は減船整理をするものであ  
ります。

この法律案は政府提案で、衆議院が  
修正可決して本院に送付になったもの  
であります。衆議院の修正の点は次の  
二点であります。即ち第一は、農林大  
臣が許可の総枠を定める場合に、政府  
原案では、「中央漁業調整審議会の意  
見をきかなければならない」とある  
のを、関係都道府県知事の意見をも聞

かなければならないということに修正  
したものであります。

第二は、附則の第三項として左の一  
項を加えたのであります。即ち、「主  
務大臣が定める海域において、総トン  
数十五トン以上で主務大臣の定めるト  
ン数に達しないスクリューを備える船  
船により、底びき網を使用し、主務大  
臣の定める漁法によつて行う漁業は、  
昭和二十九年三月三十一日まで小型機  
船底びき網漁業とみなす。」という二  
つの修正であります。

委員会は、十一月七日から審議を重  
ねましたが、主なる質疑を申し上げます  
と、中型まき網漁業において大臣許可  
になる特殊海域というものは、どうい  
うところを予定しておるかという質問に  
対しまして、政府は、第一は北部太平  
洋海区、即ち青森県から千葉県までの  
海区、第二は中部日本海区、これは  
石川県から兵庫県までの海区、第三は  
西部日本海区、これは鳥取県から長  
崎県に至る海区を予定しておるとの答  
弁がありました。それに対しては、  
北海道海区は最も重要な海区である  
が、これを大臣許可にしない理由はど  
ういうわけかという質問に對しまし  
て、政府は、北海道海区は重要な海区  
であるが、一行政管区であるから、府  
県同様知事の許可にするつもりである  
との答弁がありました。又衆議院修正  
の附則第三項において、主務大臣の指  
定する海域とはどこを指しておるか  
という質問に對しまして、政府は、  
北の海を指しておる。この漁村は全  
村が整理の対象になる十五トン以上の  
底曳網漁業をなしておるので、これを  
一時に整理すると、漁村全滅の虞れが  
あるので、三カ年の余裕期間を置いた

のであるという答弁がありました。そ  
の他種々質疑応答がありました。こ  
れは速記録によつて御承知願いたい  
と存じます。

かくて十一月二十日に質疑を終了  
いたしました。討論に入りまして、こ  
ろ、秋山委員から次のような強い希望  
条件を附して賛成の意を表されまし  
た。即ち、衆議院が修正した附則第三  
項は、法の運用如何によつては、本法  
制定の趣旨を根本より覆えす虞れが  
あるから、行政措置については、質問の  
際答弁された趣旨を厳重に守つて万遺  
憾なきを期せられたい。又青山委員か  
ら、北海道海区は世界三大漁場の一つ  
であり、我が国としては最も重要な  
海区である。よつて省令を定める場合  
には、この海区におけるまき網漁業許  
可権は、北部太平洋海区、中部日本海  
区、西部日本海区同様、大臣の権限  
とすべきであるという強い希望条件を  
附して賛成するという意見が発表され  
ました。

よつて討論を終結し、採決の結果、  
全会一致を以て原案通り可決すべき  
ものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（三木治朗君） 別に御発言も  
なければ、これより本案の採決をいた  
します。本案全部を問題に供します。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
（賛成者起立）

○副議長（三木治朗君） 総員起立と認  
めます。よつて本案は全会一致を以て  
可決せられました。

○副議長（三木治朗君） 日程第七、農  
林漁業組合再建整備法の一部を改正す  
る法律案（内閣提出、衆議院送付）を議

題といたします。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長羽生三三君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月十三日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律

農林漁業組合再建整備法（昭和二十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「交付することができ期間」を「交付する期間」に、「毎年」を「毎会計年度」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定により毎会計年度交付すべき奨励金のうち、増資奨励金については、その額の一部を翌会計年度において交付することができる。

第十二條第二号中「第三條」の下に「又は第十八條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）」を、第三号中「第九條第一項」の下に「又は第十八條第四項」を加える。

第十八條第二項を第五項とし、同條第一項中「指定日から五年を経過した日の属する事業年度の終了の日

まで」を「第二項の期間内」に改め、同項を第四項とし、同條に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

第三條第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合で再建整備を行おうとするものは、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を作製し、これに基いて再建整備計画をたてなければならぬ。この場合には、第三條第三項の規定を準用する。

2 前項の規定による再建整備は、指定日から五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第四條に規定する目標を達成するように行なわれなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合が更に合併によつて解散した場合において、当該合併によつて成立した農林漁業組合又は当該合併後存続する農林漁業組合に準用する。

第二十條及び第二十一條をそれぞれ第二十三條及び第二十四條とし、第十九條の次に次の三條を加える。

（法人税法の特例）

第二十條 第三條第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合（当該農林漁業組合が昭和二十六年十二月三十一日を含む事業年度の終了の日以前に合併によつて解散した場合）は、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合で第十八條第一項の規定により再建整備を行うもの。次條及び第二十二條において同じ。昭和二十五年一月一日以後に開始する最初の事業年度の開始の日から昭和二十六年十二月三十一日を含む事業年度（以下「基準事業年度」という。）の終了の日までの各事業年度において生じた欠損金（合併によつて解散した農林漁業組合の当該欠損金で合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合にその欠損金として引き継がれたものを含む。）は、基準事業年度及び基準事業年度の終了の日後開始し、当該欠損金の生じた事業年度の終了の日後五年以内に終了する各事業年度においては、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。但し、基準事業年度において青色申告書（法人税法第二十五條第一項の申告書をいう。以下同じ。）を提出し、且つ、その後において連続して青色申告書を提出している場合に限る。

統する農林漁業組合で第十八條第一項の規定により再建整備を行うもの。次條及び第二十二條において同じ。昭和二十五年一月一日以後に開始する最初の事業年度の開始の日から昭和二十六年十二月三十一日を含む事業年度（以下「基準事業年度」という。）の終了の日までの各事業年度において生じた欠損金（合併によつて解散した農林漁業組合の当該欠損金で合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合にその欠損金として引き継がれたものを含む。）は、基準事業年度及び基準事業年度の終了の日後開始し、当該欠損金の生じた事業年度の終了の日後五年以内に終了する各事業年度においては、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。但し、基準事業年度において青色申告書（法人税法第二十五條第一項の申告書をいう。以下同じ。）を提出し、且つ、その後において連続して青色申告書を提出している場合に限る。

2 前項の規定により各事業年度において法人税法第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金の金額は、当該欠損金の生じた事業年度以後の事業年度において同項の所得の計算上同項の総益金から控除されなかつたものに限る。

3 前二項の規定により法人税法第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金が同條第五項の

規定により損金に算入すべきものである場合には、当該欠損金については、同項の規定は、適用しない。

第二十一條 第三條第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合の最初に青色申告書を提出しようとする事業年度が基準事業年度である場合には、当該農林漁業組合が法人税法第二十五條第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、昭和二十六年十二月三十一日までは提出することができる。

2 前項の規定の適用を受ける農林漁業組合で基準事業年度の終了の日が昭和二十六年十二月三十一日であるものについては、法人税法第二十五條第六項の規定を適用する場合に、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは「基準事業年度の終了の日から四十日を経過した日」と読み替へるものとする。

第二十二條 第三條第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合が基準事業年度に続く事業年度の開始の日以後合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合が第十八條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定により再建整備を行うときは、合併によつて解散した農林漁業組合で基準事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の直前の事業年度に属する農林漁業組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出した場合には、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

3 第一項の場合には、第二十條第一項但書及び同條第二項の規定を準用する。この場合において、同條第一項但書中「基準事業年度」とあるのは「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替へるものとする。

申告書を提出しないで解散した場合においては、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く。において青色申告書を提出しているものの第二十條第一項の欠損金で当該合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合にその欠損金として引き継がれたものは、合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度及びその事業年度の終了の日後開始し、当該欠損金の生じた事業年度の終了の日後五年以内に終了する各事業年度においては、法人税法第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

2 前項の規定は、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合が当該合併によつて解散した農林漁業組合の解散の日を含む事業年度（当該合併によつて解散した農林漁業組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しない）で解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

3 第一項の場合には、第二十條第一項但書及び同條第二項の規定を準用する。この場合において、同條第一項但書中「基準事業年度」とあるのは「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替へるものとする。

昭和二十六年十一月二十一日 参議院會議録第二十一号 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

昭和二十六年十一月二十一日 参議院會議録第二十一号

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めんるの件 失

二八〇

附則第一項の項番号を削り、附則第二項を削る。

この法律は、公布の日から施行する。

〔羽生三七君登壇、拍手〕

〇羽生三七君 只今議題となりました農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

農林漁業協同組合及び森林組合並びにこれら組合の連合会のうち、その経営が悪化してみずからの力のみによつては、政府から財政的支出その他の援助を與えて再建を行はしめるため、過ぐる第十国会において農林漁業組合再建整備法が成立したのでありますが、本改正法律案は、右の法律に對して大要次のような改正を行はんとするものであります。

即ち第一は、政府から奨励金の交付を受けなければ自力では再建整備の困難な組合に對して交付される奨励金は、増資奨励金と固定化資金利子補給金の二通りがあるものであります。このうち増資奨励金、即ちその組合が指定した日以後における拂込出資金の増加額に對して交付せられる奨励金は、毎年度拂込出資金の増加の実績を基礎として算出される關係上、これが金額をその年度内に交付することが極めて困難でありますから、一部は翌年度において交付することができることとなすものとすものであり、第二は、再建整備を行う組合が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した組合又は合併後存続する組合が再建整備を行う場合の諸規定を

明文化すると同時に、かかる合併組合に對しても法人税法の特例の規定を適用するの途を開くこととなすとするものであり、第三は、法人税法の特例を設けて、再建整備を行う組合は昭和二十六事業年度末決算に計上された欠損金のうち、昭和二十五事業年度に生じた欠損金で繰越されておるもの及び昭和二十六事業年度に生じた欠損金は、これは昭和二十五事業年度以降において他の組合を吸収合併したために引継いだ欠損金も、又合併によつて新設された組合が被合併組合から引継いだ欠損金をも含めてであります。昭和二十五事業年度に青色申告をした組合であるのと否にかかわらず、昭和二十六事業年度において青色申告をなし、且つその後の事業年度において引継いで青色申告をすれば、これらの欠損金を生じた事業年度以後五年以内の各事業年度において法人税法の所得の計算上損金に算入されて、当該年度の益金から控除され、繰越された欠損金の範囲内の剰余金に對しては課税が行われないこととなし、これに伴つて青色申告書提出のための承認申請書提出期限に特別措置を設け、且つ再建整備組合が昭和二十七事業年度以後合併によつて解散した場合において、合併組合が再建整備を行うときは、合併組合が被合併組合から引継いだ欠損金のうち、昭和二十五及び昭和二十六事業年度に生じた欠損金についても所定の條件の下に所得計算上損金に算入することができることとなすとするものであります。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めんるの件 (衆議院送付) 〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〇副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

きものと決定した次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

〇副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

〇副議長(三木治朗君) 日程第八、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めんるの件(衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長梅津錦一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めんるの件 (衆議院送付) 〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〇副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十一月十日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めんるの件

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第二十條第三項の規定により、検査所の支所及び出張所を左記のように設置したいので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十

七号)第五十六條第四項の規定に

基き、国会の承認を求めんる。

記

検査所支所

名

称

位

置

函館検査所室蘭支所  
東京検査所釜石支所  
神戸検査所舞鶴支所

北海道室蘭市海岸町無番地  
岩手県釜石市大字釜石一四地割  
京都府舞鶴市大字平

検査所出張所

名

称

位

置

神戸検査所下津出張所  
広島検査所徳山下松出張所

和歌山県海草郡下津町  
山口県徳山市築港

〔梅津錦一君登壇、拍手〕

〇梅津錦一君 只今議題となりました検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めんるの件につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今般連合国最高司令部総司令官からの覚書によりまして、入国指定港といひまして、室蘭港、釜石港、舞鶴港、下津港、徳山下松港等が追加されました。これらの港における検査業務を実施するため、厚生省設置法第二十條第三項の規定により、その地に検査所の支所又は出張所を設け、外航船舶の運航経済に便宜を與えんと共に、海外貿易を促進して業務の万全を図りたいというのが政府提案の理由の主要であります。

厚生委員会におきましては、十一月五日、十九日の両日に亘り審議を重ねましたが、格別の質疑もなく、質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致を以て本件は承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〇副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件を問題に供します。委員長報告の通り本件に承認を與えることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

〇副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與えることに決しました。

〇副議長(三木治朗君) この際、日程第九より第十二までの諸議を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

〇副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。労働委員長中村正雄君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔中村正雄君登壇、拍手〕

○中村正雄君 只今議題となりまし

た請願第三十九号失業対策事業費国庫補助増額等に関する請願は、請願四件につきまして、労働委員会におきまして審議の経過並びに結果を御報告いたします。

請願第三十九号、請願第二百六十五号、請願第二百六十七号失業対策事業費国庫補助増額等に関する請願は、い

ずれも失業対策事業の資材費の国庫補助を増額されたいとの請願であります。

次に請願第三百六十八号香川県美合村の失業対策事業に関する請願は、山間僻地の美合村の失業対策事業を拡充強化されたいとの請願であります。

次に請願第七百五十九号特種関係労働者の労働条件改善に関する請願は、特種関係下の労働者は雇用水準の低下による労働時間の延長、強制残業、深夜作業の強行等労働条件の悪化が甚だしいから、これが改善を図ると共に苦情処理機関の設置並びに組合活動の自由を確立されんことを要望されておるのであります。

以上請願五件は、いずれもその願意妥当なるものと認めまして、これを採択し、議院の会議に付し内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

致を以て採択し、内閣に送付すること

に決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第十三より第七十九号までの請願及び日程第八十より第八十五号までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長小林英三君。

〔審査報告書は都台により附録に掲載〕

〔小林英三君登壇、拍手〕

○小林英三君 只今議題となりました日程第十三から第七十九の請願六十七件及び第八十から八十五の陳情六件につきまして、建設委員会の審査の結果並びに結果を報告いたします。

これらの請願、陳情は河川の改修、砂防工事の施行に関するもの十九件、道路橋梁に関するもの二十九件、災害復旧、特に先頃のルース台風の災害に関するもの十三件、住宅及び建築法令に関するもの三件、都市計画事業に関するもの三件等でありまして、いずれも国土の保全開発、住宅の復興、都市整備等のため、これを採択し、日程第七十八及び第七十九を除き内閣に送付すべきものと決定いたしました。

なお日程第五十三の横須賀市道浜崎換工場地区再接收中止に関する請願三件につきましては、同地域は旧海軍航空技術廠跡であります。先に当時の米海軍基地司令官の特別の配慮により、接收を解放されましたので、地元は業者の誘致、育成に努めました結果、

今日においては二十二会社、工場に及ぶ多数の会社、工場が業務を営んでおるのであります。請願者及び紹介議員の説明によりましますと、これら二十二会社の資本金は約八千万円、従業員千八百名でありまして、建設に要した経費約三億九千万円、借入金四億一千万円を投じ、今日では年産二十億円に上り、将来同市産業の中心地帯をなすべき状況にありますことは、先に制定を見ました旧軍港都市転換法の趣旨にも合致するものであります。又同地域の施設は、当初は賠償指定中でありましたので、業者は一時使用の許可を得て業務を開始したのであります。が、その後賠償指定も解除されて、その一部は業者が買取つておる実情であります。以上のような状況にありまする同地域に對しまして、今後若し再接收が行われましますといたしまするときには、関係業者はもとより、地方にも重大なる影響を與えることと考えられるのでありますので、委員会といたしましては、特別調達庁長官、外務省道路局及び大蔵省管財当局より、本件に關しする諸般の事情を聴取審議したのであります。が、詳細な速記録によつて御承知をお願いいたします。政府当局の説明によりましますと、占領軍当局におきましては、我が方の利益保護のためには多くの配慮が拂われており、又本件に關しては他の候補地も物色されておるようでもあります。この際政府は更に最善の努力を拂つて、本件に對して善処するよう特に要望しまして、本件を採択し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。

今日においては二十二会社、工場に及ぶ多数の会社、工場が業務を営んでおるのであります。請願者及び紹介議員の説明によりましますと、これら二十二会社の資本金は約八千万円、従業員千八百名でありまして、建設に要した経費約三億九千万円、借入金四億一千万円を投じ、今日では年産二十億円に上り、将来同市産業の中心地帯をなすべき状況にありますことは、先に制定を見ました旧軍港都市転換法の趣旨にも合致するものであります。又同地域の施設は、当初は賠償指定中でありましたので、業者は一時使用の許可を得て業務を開始したのであります。が、その後賠償指定も解除されて、その一部は業者が買取つておる実情であります。以上のような状況にありまする同地域に對しまして、今後若し再接收が行われましますといたしまするときには、関係業者はもとより、地方にも重大なる影響を與えることと考えられるのでありますので、委員会といたしましては、特別調達庁長官、外務省道路局及び大蔵省管財当局より、本件に關しする諸般の事情を聴取審議したのであります。が、詳細な速記録によつて御承知をお願いいたします。政府当局の説明によりましますと、占領軍当局におきましては、我が方の利益保護のためには多くの配慮が拂われており、又本件に關しては他の候補地も物色されておるようでもあります。この際政府は更に最善の努力を拂つて、本件に對して善処するよう特に要望しまして、本件を採択し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、日程第七十八及び第七十九の請願のほかは、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、日程第七十八及び第七十九の請願のほかは、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午前十一時五分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、新議員の紹介
- 一、議員の請願
- 一、日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案
- 一、日程第四 学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案
- 一、日程第五 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律案

一、日程第六 漁業法の一部を改正する法律案

一、日程第七 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

一、日程第八 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件

一、日程第九乃至第十二の請願

一、日程第十三乃至第七十九の請願

一、日程八十乃至第八十五の陳情

出席者は左の通り。

議長 三木治朗君

- |        |        |
|--------|--------|
| 山川 良一君 | 村上 義一君 |
| 薄口 三郎君 | 前田 穰君  |
| 堀越 儀郎君 | 藤野 繁雄君 |
| 中山 福藏君 | 早川 慎一君 |
| 徳川 宗敬君 | 竹下 豊次君 |
| 高橋 道男君 | 田村 文吉君 |
| 新谷寅三郎君 | 島村 軍次君 |
| 小林 政夫君 | 小宮山常吉君 |
| 楠井 義男君 | 木下 辰雄君 |
| 河井 彌八君 | 片柳 眞吉君 |
| 柏木 康治君 | 加藤 正人君 |
| 岡本 愛祐君 | 岡部 常君  |
| 尾崎 行雄君 | 小野 哲君  |
| 楠瀬 常雄君 | 青山 正一君 |
| 長島 銀藏君 | 木村 守江君 |
| 宮本 邦彦君 | 秋山俊一郎君 |
| 高橋進太郎君 | 宮田 重文君 |
| 上原 正吉君 | 草葉 隆圓君 |
| 石川 榮一君 | 九鬼紋十郎君 |
| 加納 金助君 | 平沼彌太郎君 |
| 大矢半次郎君 | 城 義臣君  |
| 小野 義夫君 | 寺尾 豊君  |
| 黒田 英雄君 | 石坂 豊一君 |
| 岩沢 忠恭君 | 北村 一男君 |

昭和二十六年十一月二十一日 参議院會議録第二十一号

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 中川 幸平君  | 一松 政二君 | 小泉 秀吉君 | 岩間 正男君 |
| 黒川 武雄君  | 中山 壽彦君 | 水橋 藤作君 | 成瀬 幡治君 |
| 工藤 鐵男君  | 中川 以良君 | 山花 秀雄君 | 東 隆君   |
| 伊藤 保平君  | 井上なつゑ君 | 森 八三一君 | 梅津 錦一君 |
| 赤木 正雄君  | 廣瀬興兵衛君 | 江田 三郎君 | 三輪 貞治君 |
| 大野木秀次郎君 | 加藤 武徳君 | 千田 正君  | 三浦 辰雄君 |
| 長谷山行毅君  | 松平 勇雄君 | 松浦 定義君 | 羽生 三七君 |
| 古池 信三君  | 杉原 荒太君 | 内村 清次君 | 佐多 忠隆君 |
| 白波瀬米吉君  | 山縣 勝見君 | 堀木 鎌三君 | 松原 一彦君 |
| 安井 謙君   | 山本 米治君 | 河崎 ナツ君 | 高田なほ子君 |
| 岡田 信次君  | 愛知 葵一君 | 木下 源吾君 | 矢嶋 三義君 |
| 滝井治三郎君  | 石村 幸作君 | 小笠原三男君 | 館 哲二君  |
| 田方 進君   | 平林 太一君 | 國務大臣   |        |
| 瀧淵 春次君  | 鈴木 恭一君 | 厚生大臣   | 橋本 龍伍君 |
| 入交 太蔵君  | 石原幹市郎君 | 農林大臣   | 根本龍太郎君 |
| 山崎 恒君   | 紅露 みつ君 | 政府委員   |        |
| 深川タマエ君  | 木内キヤウ君 | 内閣官房長官 | 岡崎 勝男君 |
| 池田宇右衛門君 | 郡 祐一君  | 大蔵政務次官 | 西川甚五郎君 |
| 川村 松助君  | 谷口弥三郎君 |        |        |
| 有馬 英二君  | 山田 佐一君 |        |        |
| 櫻内 義雄君  | 三好 始君  |        |        |
| 西田 隆男君  | 大屋 晋三君 |        |        |
| 泉山 三六君  | 平岡 市三君 |        |        |
| 小林 英三君  | 栗栖 越夫君 |        |        |
| 林屋龜次郎君  | 一松 定吉君 |        |        |
| カニ邦彦君   | 片岡 文重君 |        |        |
| 上條 愛一君  | 堂森 芳夫君 |        |        |
| 松永 義雄君  | 原 虎一君  |        |        |
| 山田 節男君  | 三橋八次郎君 |        |        |
| 岩崎正三郎君  | 田中 一君  |        |        |
| 曾根 益君   | 村尾 重雄君 |        |        |
| 小松 正雄君  | 栗山 良夫君 |        |        |
| 菊田 七平君  | 松浦 清一君 |        |        |
| 相馬 助治君  | 小林 亦治君 |        |        |
| 森崎 隆君   | 吉田 法晴君 |        |        |
| 大隈 信幸君  | 岩男 仁蔵君 |        |        |
| 中村 正雄君  | 下條 恭兵君 |        |        |
| 山下 義信君  | 小川 久義君 |        |        |
| 境野 清雄君  | 稻垣平太郎君 |        |        |

第二十号正誤

|    |       |        |
|----|-------|--------|
| 頁  | 誤     | 正      |
| 三三 | 議員選挙  | 議員に選挙  |
| 三七 | ります。  | りますか。  |
| 三八 | 学校給食  | 学校給食   |
| 四二 | 戦慄    | 戦慄     |
| 五六 | お元気が  | お気が    |
| 五八 | 恐るべ問題 | 恐るべき問題 |
| 六二 | 戦慄    | 戦慄     |
| 六三 | 「汝ら   | 「汝ら    |

昭和二十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部

十 円

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
電話九段四一五五  
郵便東京一〇〇〇〇  
印刷 印刷 印刷